

令和4年8月29日

各 保育所
認定こども園 代表者 様
地域型保育事業
認可外保育施設

名古屋市子ども青少年局
保育部 保育運営課長

新型コロナウイルス感染症に係る医療機関・保健所からの証明等の
取得に対する配慮に関する要請について

みだしのことについて、令和4年8月12日付け4感対第1521号で、愛知県感染症対策局長より依頼がありましたのでお知らせします。

下記の通り、ご協力よろしく申し上げます。

記

- 1 児童又は職員等（以下、「児童等」という。）が新型コロナウイルス感染症に感染し、自宅等で療養を開始する際、当該児童等から、医療機関や保健所が発行する検査の結果を証明する書類を求めないこと。
やむを得ず証明を求める必要がある場合であっても、真に必要な限り、医療機関や保健センターが発行する書類ではなく、保護者や職員等が自ら撮影した検査の結果を示す画像等や、自らMy HER-SYS で取得した療養証明書（ログイン後、ただちに取得可能。別添参照）等により、確認を行うこと。
- 2 児童等が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養期間（※）が経過した後に、改めて検査を受ける必要はないこととされていることを踏まえ、当該児童等が保育所等や職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
※有症状の場合は発症日から10日間、無症状の場合は検体採取日から7日間。
- 3 児童等が新型コロナウイルス感染症の患者の濃厚接触者となり、待機期間が経過した後に、保育所等又は職場に復帰する場合には、検査陰性の証明書等の提出を求めないこと。
ただし、当該児童等が抗原定性検査キットによる検査により待機期間を短縮する場合に、その検査結果を画像等で確認することは差し支えない。

- 4 児童等以外の者（来訪者などを想定）に対して、新型コロナウイルス感染症の感染の有無を確認する必要がある場合には、可能な限り、自ら My HER-SYS で取得した療養証明書（感染していることを確認する場合に限る）や抗原定性検査キットにより自ら検査した結果等で確認を求めるとし、真に必要な限り、医療機関や保健所から発行された療養証明書（紙）の提出を求めないこと。

担当（公立）保育運営係 052-972-2525
（民間）保育指導係 052-972-3972